

独立行政法人自動車事故対策機構に係る年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の中期計画を実行するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、機構に係る平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間）の年度計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

（1）組織運営の効率化

地方組織において、マネージャー制を導入するとともに、引き続き、検討委員会において、本部組織のマネージャー制の導入効果の検証及び分析を行い、組織運営の効率化を図る。

（2）人材の活用

適性診断業務において産業カウンセラー等の資格を取得した職員を全国的に88人以上適正に配置するなど、職員を積極的に活用する。

また、前年度（平成16年度）に検討した基準をもとに、試行的に本部職員の能力・実績の評価を行う。

（3）業務の運営の効率化

指導講習業務

ア 前年度（平成16年度）までに育成した職員により専任講師が行っていた講義について、認可法人時の最終年度（平成14年度）の20%以上を実施し、業務経費を削減する。

また、新たに専任講師と同様の講習を行う職員を育成するために、外部研修を15人に対して実施する。

イ インターネット予約システムについて、全主管支所において導入し、業務の効率化を図る。

ウ 引き続き、受講者が少ない開催場所を対象に、隣接県との共同講習を行う等により、新たに3会場以上の集約化を行う。

工 引き続き、講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入（平成17年度）を前年度（平成16年度）より向上させる。

オ 以上の措置を講じることにより、自己収入比率（平成17年度）について36%以上に引き上げる。

適性診断業務

ア 前年度（平成16年度）までに応用研修を修了した25人に対し、引き続き、専門委員（大学教授等）による実地研修を実施する。

イ インターネット予約システムについて、全主管支所において導入し、業務の効率化を図る。

ウ 引き続き、診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入（平成17年度）を前年度（平成16年度）より向上させる。

エ 以上の措置を講じることにより、自己収入比率（平成17年度）について37%以上に引き上げる。

重度後遺障害者に対する援護業務

（療護センター）

ア 引き続き、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

イ 引き続き、平成15年度に策定した経費節減の方策に従い、既存病床の運営経費（平成17年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）の3%程度に相当する額を節減する。

（介護料支給）

前年度（平成16年度）に検討した請求事務プロセスの見直し結果を反映することにより、事務処理の効率化を図る。

交通遺児等への支援業務

ア 債権管理規程に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上確保するとともに、債権回収マニュアルを活用し、効率的な債権回収を行うことにより、債権回収経費（平成17年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で20%程度に相当する額を削減する。

イ 引き続き、債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

情報提供業務

自動車アセスメントを適切なコストで実施するため、試験データの処理方法の見直しを行い、1台当たりの試験実施費（平成17年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）比でフルラップ試験6%程度、オフセット試験5%程度、側面衝突試験4%程度、チャイルドシート試験4%程度及びブレーキ試験3%程度に相当する額を削減する。

業務全般

業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費について、前年度（平成16年度）に策定した効率化推進計画に基づき効率化の取組を一層推進し、前年度（平成16年度）予算の3%程度に相当する額を削減する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）指導講習業務

講習回数について、前年度（平成16年度）より増回するとともに、引き続き、業態別の一般講習を全支所で実施し、事業者ニーズを踏まえつつ、事業規模別の講習を実施する。

特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を、引き続き、全支所で実施する。

また、一般講習において「危険予知トレーニングシート」を用いた講習を実施するとともに、20支所において視聴覚機器を用いた講習を実施する。

事故防止コンサルティングを試行的に実施するにあたって、引き続き、当該事業者を担当する支所職員に対する研修を実施するとともに、事故防止相談窓口において事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集する。

また、前年度（平成16年度）に実施した事故防止コンサルティングの実効性を検証するとともに、6社以上の事業者に対し企業コンサルティングを試行的に実施し、引き続き、知見の蓄積を行う。

前年度（平成16年度）に作成した「適性診断結果に基づく助言・指導の方法」を取り入れた教材を用いて、適性診断結果を活用した運転者教育についての講習を実施する。

引き続き、受講者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき講習の実施方法等の改善を含めた講習内容の充実を行う。

以上の措置を講じることにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成17年度）について、4.0以上とする。

（2）適性診断業務

業務実績等を踏まえつつ、更に、自動視野測定器を10台以上導入し、受診者・事業者の利便性を向上させる。

また、アイカメラ・シミュレーターについては、診断結果判定基準案を作成し、効果の検証を行う。

危険感受性テスト・重複作業反応テストの結果に基づく助言内容を業態別等に改良するとともに、引き続き、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対し、研修を実施し、適性診断の質を向上させる。

また、引き続き、平成15年度に策定した実施マニュアルに基づいた研修を職員を行うとともに、全支所において、適性診断活用講座を実施する。

産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の80%以上の職員に資格を取得させる。

引き続き、平成15年度に構築したシステムを活用し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供を行う。

引き続き、受診者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき診断の実施方法等の改善を含めた診断内容の充実を行う。

以上の措置を講じることにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成17年度）について、4.0以上とする。

（3）重度後遺障害者に対する援護

（療護センター）

引き続き、遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施し、中期目標期間における平成17年度までの脱却者数を24名以上とする。

新設した千葉療護センターの併設介護主体病床30床を開業し、治療機会を公平に提供するとともに、設備の更新計画に基づき、東北、岡山療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）を更新する。また、入退院プロセスに関する前年度（平成16年度）の検討を踏まえ、療護センターの入退院プロセスのモデルケースを策定する。

引き続き、東北・岡山・中部療護センターにおいて、入退院の状況を勘案しつつ、短期入院事業を行うとともに、千葉療護センターについても短期入院事業の実施に向けた環境整備を行う。

引き続き、メディカル・ソーシャルワーカーにより、転院先情報の提供など患者家族に対する支援や、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報の提供など在宅介護者に対する支援を強化する。

療護センターにおいて実施されている遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるため、引き続き、地元大学等との連携をとりながら10件以上の学会発表を行うとともに、新たに短期入院事業に協力する病院への働きかけとして実務研修を実施する。

引き続き、地域医療機関との連携を図り、年間9,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託する。

(介護料支給等支援業務)

引き続き、被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。

介護相談窓口において、引き続き、介護福祉士等により積極的な相談支援を行うとともに、窓口に寄せられた相談内容から被害者のニーズの高い情報について、療護センターと連携を図りつつ、「介護だより」を通じて提供する。これらの措置を講じることにより、5段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度（平成17年度）について、4.0以上とする。

(4) 交通遺児等に対する支援業務

引き続き、交通遺児等に対して経済的な支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、同制度の利用対象者の保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」を発行するとともに、「友の会の集い」や「書道コンテスト」を全支所において実施することにより、精神的支援を強化する。

これらの措置を講じることにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成17年度）について、4.0以上とする。

(5) 広報活動業務

被害者保護を推進する観点から、引き続き、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット及びポスターを全市町村他関係機関に配布し、受給資格者及び貸付対象者に対し周知徹底を図る。

また、引き続き、療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした病院等に配布し、患者家族等への周知徹底を図る。

引き続き、各損保会社等に協力依頼し、受給資格者に対し周知徹底を図る。

(6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務

引き続き、交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や（社）日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。

引き続き、都道府県単位で実施されている交通安全等に関する催しに対して、支所単位で参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝を行う。

(7) 情報提供業務

引き続き、効果的かつ公正なアセスメント事業を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標（車種類型別の総合評価（　の数）の直近2カ年の平均値）（平成17年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）より、3%以上の改善を図る。

引き続き、パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所数（平成17年度）を前年度（平成16年度）以上とするとともに、利用者に対する調査を実施し、ホームページの内容の改善により、情報提供の改善を図る。さらに、諸外国の安全情報について、概略を日本語でわかりやすく紹介する。これらにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度（平成17年度）について、4.0以上とする。

引き続き、歩行者保護性能のアセスメントを実施し、歩行者保護性の向上を促す。また、チャイルドシート側面衝突安全性能評価について、米国、欧州、豪州等の文献調査及び国内の実事故データについて調査する。

引き続き、前年度（平成16年度）までに実施した試験対象車種の実事故データを調査・収集するとともに、当該車種の評価試験結果との相関関係を解析する。また、前年度（平成16年度）に試行実施した傷害部位ごとの試験結果との相関分析手法の検証を行う。

引き続き、海外で新たに導入された試験方法や調査研究等について、関係機関との討論及び情報交換を積極的に行うとともに、自動車の安全性に係る国際会議へ参加し、参加各国の試験方法等の比較検証を行い、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法等の改善に資する。

引き続き、業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙のとおり

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

6. 剰余金の使途

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

別紙のとおり

(2) 人事に関する計画

方針

サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。

人材育成

指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。

人員に関する指標

職員数を抑制する。

[参考]

1) 期初の常勤職員数	337人
2) 期末の常勤職員見込み	336人